

よくあるお問合せ (FAQ)

補助対象者・補助対象経費等について

Q1 本補助金を活用した事業の実施は何回まで可能か。

A1 **2回の実施分まで補助対象**となります(1回分の実施ごとに申請が必要)。2回目の申請をする場合には、1回目の交付決定後に2回目の書類を提出してください。

Q2 一市町村内全体を商工会(又は商工会議所)でまとめてプレミアム商品券事業(以下「商品券事業」という。)を実施したいが、可能か。

A2 商工会又は商工会議所が申請する場合、一市町村内に商店街団体のあるエリアは対象外となります。「商店街団体のないエリアについて、商工会又は商工会議所が店舗を取りまとめて事業を実施する」場合に限ります。

Q3 商品券の印刷とポスター・チラシの作成を1事業者に対してまとめて発注したいが、可能か。

A3 **可能です**。ただし、請求書、領収書等については、ポスター・チラシ等の広告宣伝費、商品券の印刷費の**それぞれの内訳が分かるよう記載**していただくことが必要となります。また、この場合、**商品券の印刷とポスター・チラシの作成等に要する経費の総額が税込50万円以上の発注となるケース(各々の見積日又は発注日が近いため分割発注とみなされるケースも含む。)**には、**2者以上から同一条件の見積書を徴取し、より安価な発注先(委託先)を選択する必要があります**。

なお、作成するチラシには、「かながわトクトクキャンペーン！」又は「かなトク！」事業である旨を印字することが必要です。

Q4 商品券の印刷のほか、商品券のデザインを別の事業者(デザイナー)に発注依頼した。デザイン費も補助対象経費となるか。

A4 **補助対象経費となります**(商品券の券面のデザイン費は補助対象経費となります)。この場合、「印刷費」でご申請ください。なお、商品券に係る偽造防止(コピーガードやホログラム加工など)も補助対象経費となります。

Q5 割増し(プレミアム)率が30%を超える商品券を考えているが、可能か。

A5 **できません**。本補助金の対象事業は、**割増し(プレミアム)率が30%以内の商品券事業**です。なお、**割増し(プレミアム)率が30%を超える商品券事業は、事業全体が補助対象外**となりますので、ご注意ください。

Q6 商品券の販売、換金に係る事務費の補助対象を教えてください。

A6 商品券の販売、換金に係る事務費については、商品券事業に必要な「**人件費・謝金**」、「**借料**」、「**委託費**」、「**消耗品費**」が補助対象となります。(募集要領4ページも参照願います。)

申請時の提出書類等について

Q7 会の規約や会員名簿のデータがない場合、紙書類だけの提出でもよいか。

A7 県様式のデータ送付は必須となりますが、添付書類（Q8参照）については、紙書類の提出のみで問題ありません。

Q8 商店街連合会で申請する場合、それぞれの会員(商店街団体)の規約や会員名簿などの添付提出は必要か。

A8 商店街団体ごとにご提出いただく書類は次のとおりです。

【必要な添付書類】

- ・補助事業計画書（様式1-1）
- ・役員等氏名一覧表（様式1-2）
- ・定款又は規約（写し）
- ・組合員（会員）名簿（写し）
- ・令和8年度収支予算書（写し）
- ・商品券事業に係る約款（写し）
- ・商店街団体等の構成区域がわかる地図（写し）
- ・その他知事が必要と認める書類

① A商店街連合会が実施（例：A商店街連合会[B商店街+C商店街+D商店街]）

➔ **A商店街連合会の書類のみが必要**です。

【以下、参考】

② 単独商店街団体の場合（例：B商店街）

➔ **B商店街の書類が必要**です。

③ 複数の独立した商店街団体が連携して実施（例：「B商店街+C商店街」）

➔ **B商店街・C商店街ごとに書類が必要**です。

Q9 「商品券事業に係る約款」は必ず作成しなければならないのか。

A9 **必須書類**です。県が作成したひな型がありますので、こちらをご参考にして、作成してください。

Q10 事業開始日のどれくらい前までに申請したらよいか。

A10 **概ね事業開始希望日の1か月前を目途**に交付申請書類を提出してください（県は、交付決定に向けて迅速な審査に努めますが、諸手続に時間を要するため、交付申請書類收受後、交付決定まで、早くも2週間程度のお時間が必要となります。）。

商品券の販売開始前に十分な広報を実施していただきたいので、広告宣伝費を補助対象経費として計上してご申請いただく場合、十分な広報期間を確保できるよう、お早目のご申請をお願いします（補助対象となる経費は、交付決定日以後に契約や発注した経費となるため。）。

事業の実施について

Q11 商品券の販売時、購入者が県民であることの確認方法に指定はあるのか。

A11 **指定はありません。**購入時の申込書で確認する等、商店街の負担のない方法でご対応ください。

Q12 商店街の非会員店舗が商品券の取扱店舗として参加しても問題はないか。

A12 **問題ありません。**これをきっかけに商店街の魅力等をお伝えいただき、商店街の新規加入につながるよう、ご対応ください。

Q13 商品券の券面の有効期間を令和8年12月1日から令和9年2月28日に設定したいが、可能か。

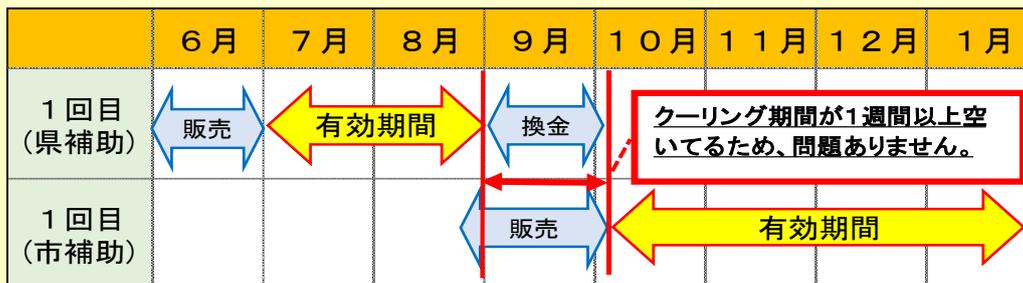
A13 **できません。券面の有効期間は最長3か月かつ最遅の有効期限は令和9年2月19日（金）の範囲内で設定することが必要となります。**

Q14 商品券の券面の有効期間の設定に当たり、考慮する点はあるか。

A14 上記「Q13」の条件の範囲内で設定していただくこととなりますが、他のイベントの実施時期等や、商品券事業は商品券の有効期間内の消費を呼び込む側面もあるため、商店街の閑散期に設定するなど、諸般の事情を考慮して決定してください。

Q15 県補助金を活用して1回（券面の有効期間7月～8月）、別途、国・市町村が実施する「商店街団体等の商品券事業に係る補助金」を活用して1回（券面の有効期間10月～1月）の計2回の商品券事業を実施したいが、可能か。

A15 **問題ありません。**上記例では、



となります。1回目の券面有効期間の終期から2回目の券面有効期間の始期までの期間（クーリング期間）を1週間以上空けることが条件となりますが、1か月のクーリング期間がありますので、問題ありません。また、国・市補助を活用した商品券については、有効期間が3か月を超えても、本県としては問題ありません（**県補助を活用した商品券は最長3か月**）。

※複数の商店街で連携して実施する場合、その実施期間中に、連携団体に含まれる一部の団体が別途商品券事業を行うことはできず、実施する場合は、上記の通り**クーリング期間が必要**です。

Q16 市町村の補助金との併用は可能か。

A16 **可能です。** 県と市町村の補助金の合計が補助対象事業費を上回らない範囲内で、市町村の補助事業を活用することは問題ありません。市町村にお問合せの上、ご確認ください。

Q17 商品券の利用について、釣銭を出すことは可能か。

A17 **できません。** 資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）により、**釣銭を出すことは原則として禁止**されています。

Q18 商品券を作成するに当たっては、券面にどのような文言の記載が必要ですか？

A18 発行者（商店街）は、以下の項目を商品券に記載してください。

- ① 発行者の氏名、商号又は名称
- ② 商品券の金額
- ③ 使用期間 又は 使用期限
- ④ その他注意事項

（譲渡・売却不可、釣銭なし、換金不可、使用期限後は無効等）

※以下は券面に記載する必要はありませんが、チラシ等で利用者に案内する必要があります。

- ⑤ 利用可能店舗一覧

Q19 商品券の偽造や不正使用の防止とはどのような取組をいうのか。

A19 商品券の偽造や不正防止策としては以下の例が挙げられます。

- ・ **コピーガード**…コピーすると「複製」などの隠し文字が印刷されます。
- ・ **ホログラム加工**…ホログラムとはキラキラしたホイルのことで、素材自体が光を反射するため、カラーコピーやスキャニングなどができません。
- ・ **シルバーインキ印刷**…コピーをするとくすんだ色になります。

Q20 商品券を病院の医療費や介護料の支払いに使うことは可能か。

A20 医療・介護保険が適用される医療費(自己負担分)に使用することはできません。自由診療に係る費用については使用可能です。

県の「商店街魅力アップ事業費補助金」との重複申請等について

Q21 「商店街魅力アップ事業費補助金」に応募したが、本補助金も申請できるのか。

A21 **可能です。** ただし、ともに「広告宣伝費」を対象経費としているため、「商品券事業」に係る広報と「商店街魅力アップ事業費補助金」に係る広報は明確に区分して実施することが必要となります。**ご不明点等ございましたら、県商業流通課までご相談ください（045-210-5612（直通））。** なお、「商店街魅力アップ事業費補助金」は令和8年4月16日（木）に応募受付を終了し、募集期間後の応募はできません。

電子商品券の発行について

Q22 電子商品券で発行することは可能か。

A22 できません。本補助金の対象事業は、**商店街が紙面で商品券を発行する、県民を対象とした商品券事業**です。